ハ　新規就業者型

(1)　対象者　新たに漁業経営を開始した後三年未満の者であって、一定の漁労に関する知識及び技術を有すると認められるもの

(2)　計画期間　五年

(3)　指標　計画期間終了時における減価償却前利益が、地域における同一の漁業種類の平均値以上であること。

なお、設定した指標が計画どおりに達成されていない場合であっても、当該指標を達成できなかったことについてやむを得ない事由があると農林水産大臣又は都道府県知事が認めるときは、改善計画の認定の取消しは行わないものとする。

四　その他漁業経営の改善に当たって配慮すべき事項

イ　改善計画の作成に係る助言及び指導

漁業協同組合等は、構成員である漁業者による改善計画の作成に当たっては、必要に応じて外部の専門家の知見も活用しつつ、適切な助言及び指導を行うものとする。

ロ　実施状況の報告等

国又は都道府県は、改善計画の認定を受けた漁業者等に対し、改善計画の認定後二年経過後及び計画期間終了後に、それまでの実施状況の報告を求めるとともに、必要に応じて関係漁業者団体や外部の専門家の知見も活用して、経営改善の実施方法や改善計画の変更について助言及び指導を行うものとする。

ハ　浜プラン等との連携

浜プラン等に位置付けられた漁業種類に係る改善計画については、当該浜プラン等と調和のとれたものでなければならない。

また、地域連携型の改善計画の認定に当たっては、国又は都道府県は、漁業協同組合等及び市町村の意見を聴くよう努めるものとする。

五　指針の見直し

この指針は、水産業をめぐる情勢の変化等を踏まえ、おおむね五年ごとに見直し、所要の変更を行うこととする。

附　則

1　この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

2　この告示の施行前に法第四条第一項の認定の申請があった改善計画（以下「旧改善計画」という。）については、なお従前の例による。ただし、旧改善計画について指標を上回る伸び率で漁業経営を改善した者が、次期改善計画の認定の申請を行う場合の一般型の改善計画に係る基準値については、旧改善計画を三のイに規定する一般型の改善計画とみなして、三のイの(3)の規定を適用する。

○農林水産省告示第五百五号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第九条の規定に基づき、平成十七年三月十一日農林水産省告示第四百五十六号（森林法施行令第九条に基づき、農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十九年三月三十一日

農林水産大臣　山本　有二

二のトを同リとし、同ロからヘまでを同ニからチまでとし、同イ中「農林部農林業ビジネス学科森林・環境コース（」を「農林部農林業ビジネス学科森林コース（旧森林・環境コース及び」に改め、同イを同ハとし、同ハの前に次のように加える。

イ　秋田県林業研究研修センター（秋田県林業トップランナー養成研修に限る。）

ロ　山形県立農林大学校（養成部林業経営学科に限る。）

○農林水産省告示第五百六号

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第九十一条第一項第三号の規定に基づき、平成十七年三月十一日農林水産省告示第四百五十七号（森林法施行規則第九十一条第一項第二号及び第三号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する教育機関を指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日　農林水産大臣　山本　有二

二のトを同リとし、同ロからヘまでを同ニからチまでとし、同イ中「農林部農林業ビジネス学科森林・環境コース（」を「農林部農林業ビジネス学科森林コース（旧森林・環境コース及び」に改め、同イを同ハとし、同ハの前に次のように加える。

イ　秋田県林業研究研修センター（秋田県林業トップランナー養成研修に限る。）

ロ　山形県立農林大学校（養成部林業経営学科に限る。）

○農林水産省告示第五百七号

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第十一条第一項及び第二項の規定に基づき、平成二十九年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を次のように定めたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月三十一日　農林水産大臣　山本　有二

一　生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量

三、五〇〇千トン

二　加工原料乳の補給金単価

単位	補給金単価
一キログラム	一〇・五六円

○農林水産省告示第五百八号

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十一条第一項の規定に基づき、農産物規格規程（平成十三年二月二十八日農林水産省告示第二百四十四号）の一部を次のように改正したので、同条第二項の規定に基づき、施行期日を平成二十九年四月三十日と定め、公示する。

平成二十九年三月三十一日　農林水産大臣　山本　有二

第一の一の(二)のイの表岩手県の項中「いわてっこ」の下に「、岩手一一八号」を加え、同表宮城県の項中「ササニシキ」の下に「、さち未来」を加え、「東北一九八号」を「東北二一〇号」に、「、夢ごこち及びゆめむすび」を「及び夢ごこち」に改め、同表秋田県の項中「、春陽」を削り、「ちほみのり」の下に「、つくばＳＤ一号、つくばＳＤ二号」を加え、同表山形県の項中「あきたこまち」の下に「、きんのめぐみ」を、「つくばＳＤ一号」の下に「、つくばＳＤ二号」を加え、同表福島県の項中「ＬＧＣソフト」の下に「、大粒ダイヤ」を、「ササニシキ」の下に「、里山のつぶ」を、「つくばＳＤ一号」の下に「、つくばＳＤ二号」を加え、「福島三〇号」を「ふくのさち」に改め、「ふくみらい」の下に「、ほむすめ舞」を加え、同表茨城県の項中「笑みの絆」の下に「、エルジーシー潤」を、「つくばＳＤ一号」の下に「、つくばＳＤ二号」を、「とねのめぐみ」の下に「、とよめき、和みリゾット」を、「日本晴」の下に「、ハイブリッドとうごう三号」を加え、同表栃木県の項中「、アキニシキ」及び「、ＬＧＣソフト」を削り、同表群馬県の項中「朝の光」を「あきだわら、朝の光」に改め、「、さとじまん」及び「、月の光」を削り、「ひとめぼれ」の下に「、ミルキークイーン」を加え、同表埼玉県の項中「、ＬＧＣソフト」を削り、「コシヒカリ」の下に「、五百川」を加え、同表千葉県の項中「とねのめぐみ」の下に「、にこまる」を加え、同表神奈川県の項中「、はるみ及び祭り晴」を「及びはるみ」に改め、同表新潟県の項中「笑みの絆」の下に「、縁結び」を加え、同表富山県の項中「赤むすび」の下に「、あきさかり」を加え、同表石川県の項中「あきだわら」の下に「、石川六五号」を加え、同表福井県の項中「イクヒカリ」の下に「、越南二九一号」を、「コシヒカリ」の下に「、つくばＳＤ一号」を加え、同表長野県の項中「いのちの壱」の下に「、縁結び」を、「ひとめぼれ」の下に「、ほむすめ舞」を加え、同表岐阜県の項中「あきたこまち」を「あきさかり、あきたこまち」に改